

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(東京都担当部会)**

**令和6年5月 23 日答申分**

## **○答申の概要**

**(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件**

**厚生年金保険関係 1件**

**(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件**

**厚生年金保険関係 2件**

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第2300604号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第2400011号

## 第1 結論

請求者のA社における令和3年3月10日の標準賞与額を100万円に訂正することが必要である。

令和3年3月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和3年3月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和42年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和3年3月10日

A社から請求期間に支払われた賞与について、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間に係る賃金台帳により、請求者は、当該期間に同社から100万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額（100万円）に基づく厚生年金保険料（9万1,500円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和5年9月19日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2300429 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2400010 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 45 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 9 年 10 月 1 日から平成 11 年 4 月 1 日まで

A 社の派遣社員として、派遣先である B 社で勤務していた請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。平成 9 年分給与所得の源泉徴収票のほかに資料は残っていないが、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された平成 9 年分給与所得の源泉徴収票（以下「源泉徴収票」という。）及び A 社の事業主の陳述から判断すると、期間は特定できないものの、請求者が同社に在籍していたことが認められる。

しかしながら、A 社の事業主は、請求期間に係る賃金台帳及び雇用契約書は保有しておらず、請求者の在籍期間及び厚生年金保険料の控除について不明と陳述している上、同社から提出された平成 10 年の定時決定に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書によると、請求者の氏名は記載されていないことが確認できる。

また、オンライン記録により、請求期間において A 社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる 20 人のうち、連絡可能な 19 人に照会し、9 人から回答を得たが、請求者を知る者はいなかった上、請求者の同社における雇用保険の加入記録は確認できない。

さらに、請求期間当時の給与事務担当者は、社会保険事務は請求期間当時の事業主が担当しており、派遣社員は厚生年金保険に加入していなかったと思うと回答しているところ、当該事業主は、請求期間当時、派遣社員は、原則、厚生年金保険に加入させていなかった旨回答している。

加えて、請求期間の始期は平成 9 年 10 月 1 日であり、請求者は、当時の手取り金額は 20 万円であったと主張しており、請求者から提出された源泉徴収票によると、支払金額欄には 12 万 7,990 円と記載され、社会保険料等の金額欄には 1 万 9,615 円と記載されているところ、A 社

の事業主は、賃金台帳等の資料がないため、詳細は不明である旨陳述している上、当時の厚生年金保険料率において、該当する標準報酬月額は存在しない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受) 第2300824号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚) 第2400012号

## 第1 結論

請求期間①及び②について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和47年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年10月

② 平成16年10月

年金事務所からの連絡により、A社の請求期間①及び②に係る賞与記録がないことを知った。  
調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①及び②について、A社は、請求者の当該期間に係る賞与額及び厚生年金保険料の控除額を確認できる資料はなく、支給についても不明である旨回答している。

また、請求者は、請求期間①及び②に係る賞与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の資料を保有しておらず、賞与振込先の金融機関についても覚えていないと陳述している。

このほか、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。